

河川管理関係支援業務委託共通仕様書（案）

- 第1章 総 則
- 第2章 河川巡視支援業務
- 第3章 堰等管理支援業務
- 第4章 ダム管理支援業務
- 第5章 海岸巡視支援業務

第1章 総 則

第101条（適用範囲）

- 1 本共通仕様書（案）は、国土交通省北陸地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注する「河川巡視支援」、「堰等管理支援」、「ダム管理支援」、「海岸巡視支援」等の河川管理関係支援業務（以下、「業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
- 2 設計図書は、相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面、本共通仕様書（案）又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。

第102条（用語の定義）

本共通仕様書（案）に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
 - (2) 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般継承人をいう。
 - (3) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定するものであり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称している。
 - (4) 「総括調査員」とは、業務の総括業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は、協議のうち重要なものの処理及び重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）への報告を行い、主任調査員、調査員の指揮監督を行う者をいう。
- 重要なものの処理及び重要な業務内容の変更とは、契約変更に係る指示、承諾等をいう。

- (5) 「主任調査員」とは、業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は協議の処理（重要なものを除く。）、業務内容の変更（重要なものは除く。）、総括調査員への報告及び調査員への指示を行う者をいう。
- (6) 「調査員」とは、業務を担当し、主に、総括調査員又は主任調査員が指示、承諾を行うための内容確認及び総括調査員又は主任調査員への報告を行う者をいう。
- (7) 「検査職員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第33条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
- (8) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (9) 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者（管理技術者を除く。）をいう。
- (10) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (11) 「契約書」とは、発注者支援業務等委託契約書をいう。
- (12) 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (13) 「仕様書」とは、本共通仕様書（案）及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- (14) 「共通仕様書」とは、業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (15) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (16) 「数量総括表」とは、業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- (17) 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- (18) 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (19) 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のものになる計算書等をいう。
- (20) 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (21) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めるることをいう。
- (22) 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- (23) 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせる事をいう。
- (24) 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めるることをいう。
- (25) 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (26) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (27) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (28) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- (29) 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、業務に係わる事項について、書面又は

その他の資料を説明し、差し出すことをいう。

- (30) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したものを有効とする。
- 1) 緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。
 - 2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- (31) 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (32) 「検査」とは、契約書第32条に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。
- (33) 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。

第103条（調査職員）

1. 発注者は、業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。

第104条（提出書類）

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下、「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール

送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第105条（業務）

- 1 受注者は、業務の実施にあたり、本共通仕様書（案）のほか、契約書並びに特記仕様書で示された業務内容を的確に理解するとともに河川法並びに別に定める諸規定を十分理解するほか、当該事務所の管理区域及び関連地域情勢を把握しなければならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めるところにより調査職員と打合せを行うものとし、その結果について相互に確認しなければならない。

第106条（業務計画書）

1. 受注者は契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書は、契約図書に基づき下記事項について記載するものとする。
 - ① 業務概要
 - ② 実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む）
 - ③ 業務工程
 - ④ 業務組織計画
 - ⑤ 打合せ計画
 - ⑥ 連絡体制（緊急時含む）
 - ⑦ その他
3. 受注者は業務計画書の内容を変更する場合は理由を明確にしたうえで、その都度、調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第107条（業務に必要な資料の取扱い）

1. 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。
2. 調査職員は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。
3. 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、直ちに調査職員に返却するものとする。
4. 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
5. 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。
6. 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

第108条（土地への立ち入り等）

1. 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第12条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地の立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明証の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立ち入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第109条（身分証明書）

1. 発注者は、受注者に対し、受注者の定める担当技術者ごとに業務の履行上必要な身分証明書を交付するものとする。
2. 受注者は、業務の履行にあたって、第1項により発注者が交付する身分証明書を、常に担当技術者に携帯させなければならない。
3. この身分証明書は、業務の実施上必要な場合又は請求があった場合等に、第三者に提示しなければならない。
4. 受注者は、業務が完了したときは、有効期限が満了したときは、あるいは離職・転職等により不要になったときは、すみやかに発注者に、交付された身分証明書を返却するものとする。

第110条（成果物の提出）

1. 受注者は、業務が完了したとき、設計図書に示す成果物をとりまとめた報告書を作成し、調査職員に業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

第111条（関係法令及び条例等の遵守）

1. 受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
2. 受注者は、倫理及び技術の向上を図るため、以下の項目を実施し、その結果を発注者へ報告するものとする。
 - (1)毎年、倫理及び技術の向上を図るために発注者が実施する講習における管理技術者の受講。
 - (2)当該業務に従事する者に対する社内講習及び関係法令及び条例等の遵守について

ての周知徹底。

3. 発注者は必要と認めるときは、受注者に対し関係法令及び条例等の遵守の状況について報告を求め、又検査をすることができる。

第112条（検査）

1. 受注者は契約書第33条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立ち会いの上、検査を行うものとする。

第113条（契約変更）

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。
 - ① 業務内容の変更により業務委託料に変更が生じる場合
 - ② 履行期間の変更を行う場合
 - ③ 調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められる場合
 - ④ 契約書第32条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - ① 第118条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
 - ② 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決裁済の事項
 - ③ その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

第114条（再委託）

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - ・業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託の相手方は、国土交通省北陸地方整備局の測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者である場合は、国土交通省北陸地方整備局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中であってはならない。

第115条（情報セキュリティにかかる事項）

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

第116条（安全等の確保）

1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - 1) 業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - 2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - 3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発物の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に止めるための防災対策を確立しておけなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第117条（守秘義務）

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第106条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。
6. 受注者は、当該業務終了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒

体)について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第118条（条件変更等）

1. 契約書第19条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第31条第1項に規定する天災等その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規程に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第19条、20条及び22条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第119条（修補）

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第33条第1項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第120条（履行期間の変更）

1. 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第24条第1項の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第25条第1項に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第121条（一時中止）

1. 契約書第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下、「天災等」という。）による業務の中止については、第125条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- 1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
- 2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不適当と認めた場合
- 3) 環境問題等の発生により業務の続行が不適当又は不可能となった場合
- 4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合

- 5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - 6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止をさせができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は業務の現場の保全について、調査職員の指示に従わなければならない。

第122条 (発注者の賠償責任)

- 発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
- 1) 契約書第29条第1項に規定する一般的損害、契約書第30条第1項に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
 - 2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第123条 (受注者の賠償責任)

- 受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。
- 1) 契約書第29条第1項に規定する一般的損害、契約書第30条第1項に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
 - 2) 契約書第42条第1項《契約不適合責任の条項》に規定する契約不適合責任として請求された場合
 - 3) 受注者の責により損害が生じた場合

第124条 (部分使用)

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第35条第1項の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - 1) 別途業務の使用に供する必要がある場合
 - 2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第125条 (臨機の措置)

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。
2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第126条 (個人情報の取扱い)

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有す

る個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）等の関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務について知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関する必要な事項を周知しなければなら

ない。

第127条 (行政情報流出防止対策の強化)

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 一 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下、「社員等」という。）に対し、行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 二 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 三 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 一 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下、「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第106条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 二 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - 1) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - 2) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - 3) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。

- 一 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- 二 セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- 三 セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

- 四 セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- 五 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 一 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 二 この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 三 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第128条 コスト調査

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は次の事項に協力しなければならない。

- 1. 受注者は、業務コスト調査に係わる調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途調査職員から指示するものとする。
- 2. 受注者は、提出された調査票等の内容を確認するために調査職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第129条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第130条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第131条 打合せ等

- 1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- 2. 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について書面（打合せ記録簿）に記録し相

互に確認しなければならない。

3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

第 2 章 河川巡視支援業務

第 201 条（目的）

本業務は、平常時に河川管理の一環として、定期的・計画的に河川を巡回し、違法行為その他河川管理上支障のある状態を早期に発見し、適切かつ迅速な是正措置を講ずるとともに、河川管理上必要な情報を収集することを目的とする。

また、出水時の現地点検情報の収集・伝達の受配信及び整理を行い、適切な河川管理に資することを目的とする。

第 202 条（業務）

本業務は、「北陸地方整備局河川監理員及び河川巡視員執務要領」並びに次の各号に基づき行うものとする。

- 1 管理技術者は、契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、更に巡視区域内の状況を把握しなければならない。
- 2 管理技術者は、特記仕様書等で示された業務の適正な履行を確保するため、次の事項について担当技術者を指揮監督しなければならない。
 - 一 河川巡視に関する業務を厳正に実施すること。
巡視途上において、河川管理に関して一般住民等からの通知、又は報告を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。
 - 二 「北陸地方整備局河川監理員及び河川巡視員執務要領」等の内容を十分理解しておくこと。
 - 三 業務にあたっては、業務に関する図書を適切に整理しておくこと。
- 3 管理技術者は、特記仕様書に定めるところにより調査職員と打合せを行うものとし、その結果について相互に確認しなければならない。

第 203 条（河川巡視中の携帯品）

河川巡視員は、本業務の遂行に、下記の物を携帯しなければならない。なお、下記以外のものは、調査職員の指示によるものとする。

- 一 身分証明書
- 二 腕章
- 三 無線機等
- 四 カメラ
- 五 双眼鏡
- 六 測量杭
- 七 卷尺等
- 八 河川カルテの写し
- 九 携帯端末機
- 十 その他業務の遂行に必要な物

第 204 条（物品類の使用）

- 1 本業務に必要な下記の物品は、貸与する。なお、下記以外の物品についても必要に応じて貸与する。
 - 一 身分証明書
 - 二 腕章

- 三 無線機等
- 四 河川占用関連図面、管内図
- 五 河川カルテの写し
- 六 携帯端末機

2 無線機を使用する場合は、別に定める「委託業務等による無線設備の取扱要領」によるものとする。

第205条（車両の管理）

業務の遂行にあたっては、貸与する車両を使用するものとする。

第206条（成果物）

受注者は、成果物として、以下のものを調査職員に提出するものとする。

- ・河川巡視月間報告書（別紙様式－1）
- ・その他、発注者が指示した物

第 3 章 堤等管理支援業務

第301条（目的）

本業務は、河川管理施設である堤等の操作支援及び日常点検等を行い、施設の適正な管理に資することを目的とする。

第302条（業務）

本業務は、次の各号に基づき行うものとする。

- 1 管理技術者は、契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、更に堤等の管理設備及びその周辺の状況を把握しなければならない。
- 2 管理技術者は、特記仕様書等で示された業務の適正な履行を確保するため、次の事項について担当技術者を指揮監督しなければならない。
 - 一 堤等管理に関する業務を厳正に実施すること。
 - 二 管理する堤等の操作規則等の内容を十分理解しておくこと。
 - 三 業務にあたっては、業務に関する図書を適切に整理しておくこと。
- 3 管理技術者は、特記仕様書に定めるところにより調査職員と打合せを行うものとし、その結果について相互に確認しなければならない。

第303条（成果物）

受注者は、成果物として以下のものを調査職員に提出するものとする。

- ・業務実施報告書（別紙様式－2）
- ・その他発注者が指示した物

第 4 章 ダム管理支援業務

第 401 条（目的）

本業務は、ダム、貯水池及び関連施設等に関する操作、監視、データ整理、資料作成、情報連絡等、ダム等における管理業務の支援を行うものである。

第 402 条（業務）

本業務は、次の各号に基づき行うものとする。

1) ダム等の操作支援

以下の事項について、支援を行うものとする。

なお、操作支援時に得られた情報は速やかに管理技術者に報告するとともに、併せて調査職員へ報告するものとする。

①放流通知の作成及び情報連絡

ダムの操作規則等に基づく警戒体制や放流に関する通知文書等の操作関係書類の作成、関係機関への情報連絡及び情報受信等の実施。

②操作支援

ダム等の操作を行う上で、必要となる雨量、貯水位、流入量、放流量等のダムの諸量等のデータを収集整理するとともに、必要に応じ流入量、放流量、ゲート開度等を算出する諸計算の実施や、ダム貯水池への流入量の予測計算等、操作に必要な支援を行う。

③放流警報設備操作支援

ダム等の操作による、下流河川の安全確保のため、放流警報区間におけるサイレン、スピーカー及び情報表示板等、放流警報設備の操作や巡視実施者と無線交信を行い、状況の確認等を行う。

④放流警報設備区間の巡視及び危険周知

放流警報に伴う巡視を行い放流警報の吹鳴等の確認及びダム下流河川とその周辺の安全状況を確認する。なお、河川内に利用者等がいる場合は速やかに調査職員へ報告するとともに併せて管理技術者へ報告し、管理技術者の指示を受けた上で、その場で口頭により危険を周知する。

⑤CCTVカメラ等による監視

ダム操作中におけるダム等並びに下流河川の状況をCCTVカメラ等での監視。なお、異常等を発見した場合は速やかに管理技術者へ報告するとともに併せて調査職員へ報告するものとする。

2) ダム等の監視支援

堤体（外観、監査廊等）、地山、関連施設（警報設備、放流・取水設備、通信設備、水文観測設備、堤体観測設備、ダム管理用制御処理設備、水質改善設備、係船設備、CCTVカメラ、情報表示板等）、貯水池の水面や法面、ダム等下流河川の状況等の監視を行い、異常等を発見した場合は直ちに管理技術者に報告するとともに、併せて調査職員へ報告するものとする。なお、監視については必要に応じて巡視船を用いて行う。

3) ダム等のデータ整理

以下の項目について観測、記録を行い、データの整理を行う。

①水位、雨量、積雪、河川流量、ダム流入量・放流量、気象

②ダムの関連施設操作

③堤体の変位、漏水量、揚圧力、浸透量等

- ④地震発生時等における観測情報
- ⑤管理用発電の発電量等
- ⑥貯水池、上下流河川の水質状況等
- ⑦地下水位、地滑り、貯水池法面等
- ⑧ダム等の利用者
- ⑨その他ダム管理に必要な情報

4) ダム等の資料作成支援

以下の項目における資料作成の支援を行う。

- ①ダム管理年報等
ダム管理における日報、月報及び年報並びに流量・雨量の月表、年表等の作成。
- ②ダムの操作記録
日常及び洪水調節実施後におけるダム操作の記録を取りまとめ、洪水記録、渇水記録等の資料の作成。
- ③広報資料
洪水調節によるダム下流河川の水位低減効果、事業の説明資料など、広報資料の作成。
- ④事故等の報告資料等
水質・水難事故、誤動作等に関する事故報告資料の作成、自然災害等による施設被災などの報告資料の作成。
- ⑤補修等記録
ダム等における点検・補修・更新の履歴資料の作成。
- ⑥貯水池等の状況
貯水池周辺の環境や堆砂等の状況についての資料の作成。
- ⑦関係機関協議資料
地権者等との用地協議、道路占用協議等の資料の作成。
- ⑧その他
その他、上記3)に関する資料の作成。

5) その他施設等管理支援

以下の項目における実施の支援を行う。

- ①ダム等の見学者及び利用者への案内、説明等
- ②流木等無償配布への案内、受付等
- ③広報、行事等の実施
- ④水質改善施設の運転管理等
- ⑤貯水池及び庁舎周辺等におけるゴミ回収、清掃、草刈等

6) 調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務

調査職員勤務時間外において以下の項目を実施する。なお、異常等を確認した場合は、速やかに管理技術者へ報告するとともに、併せて調査職員へ報告するものとする。

- ①ダム等の異常発見等の通報
- ②電話、来訪者、郵便等の対応
- ③地震時の情報の連絡
- ④降雨並びに洪水に関する注意報、警報等の情報連絡
- ⑤庁舎の安全確認等

7) 巡視・監視車両等

巡視・監視に車両や船舶を用いる場合は、業務発注担当部署毎に貸与することを原

則とするが、その場合、担当技術者は管理技術者の指示のもと、車両及び船舶の運航と日常管理を行うものとする。また、巡視車両及び巡視船舶の運転を行う者は、必要な免許を有する者とし、必要な免許又は貸与する巡視用車両や巡視船舶については、各業務毎に入札公告時に明示するものとする。なお、日常管理とは以下のとおりである。

①車両及び船舶の運行

巡視の際に、巡視車両及び巡視船舶を運行すること。

②車両及び船舶の日常点検

車両及び船舶を運航する際の、運行前点検、洗車や燃料、油脂類等の補給などとする。

8) その他

業務発注担当部署の組織、地域、その他諸条件等により次のような業務が付随することがある。

①河川巡視の支援に関する業務

②工事監督の支援に関する業務

③河川法等に基づき河川管理者が行う許認可等の審査、指導の支援に関する業務

④堰管理の支援に関する業務

⑤積算に関する業務

⑥技術審査に関する業務

第403条（成果物）

受注者は、成果物として以下のものを調査職員に提出するものとする。

・業務実施報告書（別紙様式－2）

・その他発注者が指示した物

第404条（業務完了時の提出資料）

業務が完了した場合は、前条に規定する業務実施報告書（別紙様式－2）を一括管理し、調査職員に提出するものとする。

第 5 章 海岸巡視支援業務

第 501 条（目的）

本業務は、海岸法第 6 条及び海岸法施行令第 1 条の 5 の規定に基づき、直轄工事区域の、海岸巡視を実施し、違法行為その他海岸管理上支障ある状態を早期に発見し、適切かつ迅速な是正措置を講ずるとともに、海岸管理上、必要な情報を収集することを目的とする。

第 502 条（業務）

- 1 管理技術者は、契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、更に巡視区域内の状況を把握しなければならない。
- 2 管理技術者は、特記仕様書等で示された業務の適正な履行を確保するため、次の事項について担当技術者を指揮監督しなければならない。
 - 一 海岸巡視に関する業務を厳正に実施すること。
 - 二 巡視途上において、海岸管理に関して一般住民等からの通知、又は報告を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。
 - 三 業務の内容を十分理解しておくこと。
 - 四 業務にあたっては、業務に関する図書を適切に整理しておくこと。
- 3 管理技術者は、特記仕様書に定めるところにより調査職員と打合せを行うものとし、その結果について相互に確認しなければならない。

第 503 条（海岸巡視中の携帯品）

海岸巡視員は、本業務の遂行に、下記の物を携帯しなければならない。なお、下記以外のものは、調査職員の指示によるものとする。

- 一 身分証明書
- 二 腕章
- 三 無線機等
- 四 カメラ
- 五 双眼鏡

第 504 条（物品類の使用）

- 1 本業務に必要な下記の物品は、貸与する。なお、下記以外の物品についても必要に応じて貸与する。
 - 一 身分証明書
 - 二 腕章
 - 三 無線機等
- 2 無線機を使用する場合は、別に定める「委託業務等による無線設備の取扱要領」によるものとする。

第 505 条（車両の管理）

業務の遂行にあたっては、貸与する車両を使用するものとする。

第 506 条（成果物）

受注者は、成果物として、別途発注者が指示するものを調査職員に提出するもの

とする。